

(公益社団法人) 日本建築家協会 監修
2019年度版 建築工事共通仕様書 改訂概要

全般	• 各章全般に基準、規格、法規及び文章表現の見直、JIS 規格名称の()を「 」に統一。			
1 総則	1.1	1.1.6	軽微な変更	この場合、請負金額の増減は、係員と協議する。に変更。
5 鉄筋工事	5.2	5.2.1	鉄筋	鉄筋の種類・径は図示又は特記によることとしているため、「鉄筋の径は、D10～D51 とする」記述を削除。
	5.3	5.3.1	鉄筋の加工及び組立て	JASS5 (2018) に合わせ、以下の用語を改訂。 バーサポート→鉄筋のサポート 「5.3.1.3 表 バーサポート及びスペーサー等の材質及び配置」の注釈において、以下の用語を改訂。 壁・はり・柱の合成樹脂製スペーサーは、側面のみとする。→・・・部材側面のみとする。
		5.3.3	継手及び定着	「5.3.3.2 表 圧接技量資格者の圧接作業可能範囲」において、技量資格種別ごとに手動、または自動の別を追記。
	5.4	5.4.1	鉄筋	「5.4.1.1 表 かぶり厚さ(加工・組立用)」及び「5.4.1.2 表 最小かぶり厚さ」において、土に接する部分のうちの「耐力壁」を「壁」に改訂。
6 コンクリート工事	6.2	6.2.3	骨材	JASS5 改正にともない、再生骨材 L を追加。
	6.5	6.5.1	現場内運搬及び打込み	木れんがを抹消し、インサートまたは構造スリットに変更。
	6.7	6.7.5	型枠の存置期間及び取外し	JASS5 改定にともない、支保工の存置期間について以下のとおり追記。 ただし、せき板については、係員の承諾を受けた構造体コンクリートの履歴温度の測定に基づく適切な方法によってもよい。
	6.8	6.8.4	使用材料の試験・検査	「6.8.4.1 表 使用材料の試験・検査」において JASS5 改定にともない、再生骨材 L の試験・検査項目を追記。
		6.8.6	各工事の品質管理・検査	「6.8.6.1 表 各工事の品質管理・検査」において JASS5 改定にともない、コンクリート圧縮強度の試験体採取時期・回数の表現を改定。 JASS5 改定にともない、塩化物量の試験体採取時期・回数の表現を改定。 JASS5 改定にともない、せき板取外しのためのコンクリート圧縮強度の試験方法に、構造体コンクリートの履歴温度の測定に基づく適切な方法を追記。
7 鉄骨工事	7.2	7.2.1	鋼材	a JIS G 3352 「デッキプレート」規格品に SDP4、SDP5、SDP6 を追記。
		7.2.6	溶接材料	「7.2.6.1 表 溶接棒・ワイヤ及びフラックスの規格」においてサブマージアーク溶接用材料欄の適用規格を追記。
	7.3	7.3.4	切断・曲げ加工及びひずみの矯正	鋼材の切断法を追記。
		7.3.5	孔あけ	レーザ孔あけ、プラズマ孔あけに関する事項を追記。
		7.3.6	開先加工	a 開先加工にプラズマ加工を追記。
		7.3.7	摩擦面の処理	a 摩擦面の処理方法に薬剤塗布を追記。

全般	● 各章全般に基準、規格、法規及び文章表現の見直、JIS 規格名称の()を「 」に統一。			
7 鉄骨工事	7.3	7.3.8	組立て	「7.3.8.1 表 工作及び組立ての寸法許容差」において(5)、(7)、(8) 日本建築学会「鉄骨精度測定指針」改定に合わせて改訂。
	7.4	7.4.6	溶接部の寸法精度	「7.4.6.1 表 溶接部の寸法許容差」において日本建築学会「鉄骨精度測定指針」改定に合わせて部分溶け込み溶接の余盛高さに関する項目を追記。
	7.5	7.5.4	締付け	e 1次締めトルク値に関する事項を追記。
	7.12	7.12.2	溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	d りん酸塩処理に関する事項を追記。
8 ブロック・ALC等パネル工事			共通	『ブロック』から『コンクリートブロック』への表記の変更。
	8.2	8.2.4	鉄筋の加工及び組立て	「8.2.4.1 表 壁の配筋」において壁の配筋の適用規定の追記。
		8.2.6	コンクリートブロックへの構造	コンクリートブロックへの構造の項目の追加。
	8.3	8.3.2	材料	f パネル取り付け金物の規定表現の変更。 g 金物の表面処理の項目を追加。
9 防水工事			共通	表記を統一（製造所→製造者）。
	9.3	9.3.2	種別	「9.3.2.2 表 改質アスファルトシート防水（断熱工法）の種別」を追記。
	9.7	9.7.1	材料	JASSについては1.1.7で記載済みであるため「(一社)日本建築学会規格」を省略。
		9.7.2	種別	誤字の訂正。
14 金属工事	14.3	表面処理及び防せい処理		「14.3.5 表 表面処理の種別」においてB-1、2の種類表記に追記。
16 建具工事	16.1	16.1.4	建具の性能	「16.1.4.2 表 気密性」において気密等級線の表記を新旧並列表示に修正。 「16.1.4.4 表 遮音性」において遮音等級線の表記を新旧並列表示に修正。
	16.3	16.3.2	性能及び構造	「16.3.2.3 表 外部に面する樹脂製建具の断熱性能等級」において断熱性能の性能値を熱貫流率に変更。
17 ガラス及びプラスチック工事	17.2	17.2.1	材料	「17.2.1.1 表 ガラスの種類及び規格」において「網入板ガラス及び線入板ガラス」表記の変更。 JIS R 3209に名称「倍強度ガラス」追記。
		17.2.4	一般工法	「17.2.4.1 表 長さ及び幅の許容差」において長さ及び幅の許容差を修正。 「17.2.4.2 表 板ガラスのクリアランス及び掛りしろの最小限」において板ガラスのクリアランス及び掛りしろの最小限を修正。
18 吹付工事				外壁用塗膜防水材（外壁用）仕様を追加。
21 外装カーテンウォール工事	21.2	21.2.2	性能基準	c 断熱性能の平均熱貫流抵抗値を標準化熱貫流率に修正。